



「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十三条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定の適用がある

るものとする。

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十五条から第十九条までの規定は、昭和二十二年三月三十日以後に開港場の開港を以て施行する。

第十五条から第十九条までの規定は昭和二十七年四月一日から施行する。

**6 実業教育費国庫補助法**（大正三年法律第九号）は、廃止する。

附則（昭和二七年八月八日法律第三〇四号）

四号) 指

第十五条から第二十条までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施

行する。  
附 則  
(昭和三年六月三十日法律第一)

附見  
昭和三十一年六月三〇日決行第一  
六三号抄

（施行期日）  
この法律は、昭和三十一年十月一日から施行

する。  
附則（昭和三年六月一七日法律第一

四五号抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十四号）の施行の

日から施行する。

(直丁明日) 八号抄

（施行期日）  
この法律は、昭和四十一年七月一日から施行

附則（昭和四五年五月一八日法律第六  
する。

(施丁期日) 九号抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た  
(施行期日)

だし、附則第十一條から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲

内において政令で定める日から施行する。

附 貝 (昭和三十一年十一月一日) 決定第万  
〇号)

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一一日法律第六号）

卷之三

**第一** 条 (施行期日) この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。  
**(産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置)**  
**第十四条** この法律の施行前に、附則第七条の規定による改正前の産業教育振興法第十九条の規定による改定、附則第八条の規定による改正前の理科教育振興法第九条の規定、附則第九条の規定による改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第九条の規定、附則第十条の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国との補助に関する法律第二条の規定、附則第十二条の規定による改正前のスポーツ振興法第二十条の規定又は前条の規定による改正前の激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律第七条の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の設置者に対してした補助に關しては、なお從前の例による。

**附 則** (昭和五八年一二月二日法律第七八号)  
1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。  
2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

**附 則** (昭和六〇年五月一八日法律第三七号)  
(施行期日等)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号)  
(施行期日) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一〇四 略  
五 第三条、第七条及び第十二条の規定、第二十四条の規定(民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、第二十五条の規定(社会福祉事業法第十七条及び第二十一条の改正規定を除く。附則第七条に

おいて同じ)、第二十八条の規定(児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定を除く)並びに附則第七条、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年三月三〇日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方財政法等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定(附則第一条ただし書に規定する改正規定を除く)による改正後の地方財政法の規定、附則第八条の規定による改正後の地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)の規定、附則第十二条の規定による改正後の産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の規定及び附則第十四条の規定による改正後の壳春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く)について適用し、平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される國の負担、平成十二年度以前の年度の国庫

債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年三月三一日法律第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置）

第三条 第三条から第十四条まで及び附則第五条から第七条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第十五条第一項及び附則第四項並びに第十五条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定に基づく國の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は

事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 略  
二 産業教育振興法

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年二月二二日法律第四一〇号）抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年六月二十四日法律第四六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。